

告 示

埼玉県告示第二百四十三号

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（平成二十年埼玉県条例第四十二号）第六条第一項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして知事が別に定める場合を次のように定め、令和七年六月一日から施行する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例第六条第一項ただし書に規定する車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして知事が別に定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（次号において「不特定多数利用便所」という。）を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

二 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける建築物 当該男子用の不特定多数利用便所のうち一以上に、男子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合

ロ 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける建築物 当該女子用の不特定多数利用便所のうち一以上に、女子用の車椅子使用者用便房を一以上設ける場合